

**男女共同参画センター
業務運営委託企画提案 募集要項**

令和6年2月

岩手県

岩手県（以下「県」という。）では、平成 18 年度から、男女共同参画社会の実現に向けて、県民が活動し交流するための拠点施設として「男女共同参画センター」（以下「センター」という。）を開設しています。（【受託団体】平成 18～26 年度 特定非営利活動法人いわて翼の会、平成 27 年度～令和 5 年度 特定非営利活動法人インクルいわて）

今般、このセンターで令和 6 年度から男女共同参画に関する業務を行う団体を、公募プロポーザル方式により募集します。

なお、本事業は令和 6 年度の予算の成立を前提として、業務委託先を公募するものです。

そのため、予算の成立をみななければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しませんので、御了解願います。

1 対象施設

業務委託を募集する施設は次のとおりです。

施設名	所在地
男女共同参画センター	盛岡市盛岡駅西通一丁目 7 番 1 号 「いわて県民活動交流センター」（アイーナ） 6 階

施設の概要については、別添「男女共同参画センター業務仕様書」（以下「仕様書」という。）P2 を参照してください。

2 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年間とします。

ただし、業務委託を継続することが適当でないと認められるときは、この期間内であっても、契約の全部又は一部を解除することがあります。

また、委託業務の契約は単年度ごととしますが、委託業務の執行状況が良好であると県が認める場合は、3 年間を上限に引き続き単年度契約を締結することがあります。ただし、業務の執行状況や予算の状況によっては、契約の継続を見送る場合があります。

3 業務運営に要する経費

センターの設置目的を達成するために適当な業務運営ができるよう、受託者に対して一定の委託料を支払うこととします。

委託料は、県の予算の範囲内において、業務運営に必要な経費を受託者に支払うこととし、その具体的な金額については、県と受託者が協議のうえ、別途受託者の提案内容及び県が予定する事業計画に基づき算定した額を支払うものとします。

委託料積算の考え方等については、別添仕様書 P11 を参照してください。

4 申請資格

申請者に必要な資格等は、次のとおりとします。

(1) 法人その他の団体であること。（法人格の有無は問いません。）

ア 個人では申請できません。

- イ 団体は、単独でも複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」という。）でも申請できます。
 - ウ 単独で申請する団体は、他のグループの構成団体となって申請することはできません。
 - エ グループで申請する団体は、代表団体を定めるものとし、委託期間内は、代表団体及び構成団体を変更することは、原則として認められません。
- (2) 申請団体（グループ申請の場合の代表団体及び構成団体を含む。以下同じ。）は、下の要件に合致すること。
- ア 団体の目的について
 - ① 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする団体であること
 - ② 営利を目的としないこと
 - ③ 宗教団体や営利活動を主たる目的とした団体でないこと
 - イ 団体の組織運営について
 - ① 会則等があり、団体の代表や役員が民主的な手続きにより会員の中から選出され、総会が年1回以上開催されていること
 - ② 団体のすべての役員が、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない団体であること
 - エ 暴力団でないこと。また、暴力団、暴力団員の統制下にある団体でないこと。
 - オ 男女共同参画の推進に関する活動の実績又は能力があること
 - カ 業務の遂行に当たり、県の要請に応じ、迅速かつ円滑に事務処理ができること

5 募集要項の配布等

(1) 募集要項の配布

- ① 配布日時
令和6年2月2日（金）～令和6年3月7日（木）の平日
9時～12時及び13時～17時
- ② 配布場所
岩手県環境生活部若者女性協働推進室（盛岡市内丸10-1）
※ 郵便での配布は行いません。
※ 募集要項等は、岩手県のホームページから取得（ダウンロード）できます。

(2) 現地説明会

- ① 開催日時
令和6年2月7日（水）10時00分～10時30分
- ② 開催場所
いわて県民情報交流センター（アイーナ）6階 講師控室1・2
- ③ 当日連絡先
岩手県環境生活部若者女性協働推進室 電話 019-629-5337（直通）
- ④ 注意事項
 - ・ 説明会当日は、募集要項等を配付しませんので、県のホームページからダウン

ロードして持参してください。

・ 参加を希望する方は、2月6日（火）までに参加申込書（別紙1）に記入のうえ、電子メール又はファックスで申し込んでください。

(3) 質問書の受付・回答書の公表

本募集要項等の記載内容に関して質問事項がある場合は、質問回答を以下の要領により行います。

① 受付期間

令和6年2月2日（金）～2月13日（火）

② 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、質問書（別紙2）に記入のうえ、電子メールでファイル添付にて提出のこと。（※ファイル形式はMicrosoft Wordのこと）

宛先：岩手県環境生活部若者女性協働推進室

電子メールアドレス：AC0006@pref.iwate.jp

（※件名に「男女共同参画センター募集要項等に関する質問」と記述のこと。）

③ 回答

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウに関するもので、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和6年2月16日（金）までにインターネット等の方法にて公表します。

6 申請書の提出

(1) 申請書の受付

ア 受付期間 令和6年2月2日（金）～令和6年3月8日（金）17時必着

イ 受付場所 岩手県環境生活部若者女性協働推進室

ウ 提出方法 持参又は郵送とし、郵送の場合は、必ず「書留郵便」とすること

(2) 提出書類

次の①～⑧に掲げる書類一式を提出すること

① 「男女共同参画センター運營業務委託事業企画提案書」（様式1）

当事業に関わるスタッフ一覧（様式1別紙）

② 「組織等に関する調書」（様式2）

③ 見積書（様式3）

④ 事業等に関する調書（その他の受託事業及び補助事業の状況）（様式4）

⑤ 役員名簿（様式5）

⑥ 会則及び最新の総会の議事録

⑦ 直近の事業年度の事業内容及び収支内容がわかる書類

⑧ 現在の事業年度の事業計画書及び収支予算書

⑨ 参加資格を有することを証明する書類

(3) 申請に関する留意事項

ア 失効又は無効

次に掲げる場合は、当該申請は失格又は無効となります。

① 受付期間を過ぎて提出書類が提出されたとき。

- ② 提出した書類に虚偽を記載したとき。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- ④ 本募集要項に違反すると認められるとき。
- ⑤ 申請資格を有していないことが判明したとき。
- ⑥ 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。

イ 複数提出の禁止

複数の提案を行うことはできません。

ウ 申請内容変更の禁止

提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません（軽易なものを除く）。

エ 申請書の取扱い

提出された書類は返却しません。

オ 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際は、辞退届（様式任意）を提出してください。

カ 費用負担

申請に係る経費は、すべて応募者の負担とします。

(4) 情報公開

申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

7 受託者の選定方法

男女共同参画センターの運営については、男女共同参画についての専門的知識、性別や年齢、地域を問わず、誰もが気軽に利用しやすい施設とすることが求められるため、応募者の有する企画や運営の能力を総合的に評価して選定します。

このため、受託者の選定に当たっては、競争性・透明性の確保に十分に配慮することとし、企画提案の内容、事業の実施能力等を総合的に評価して、受託者を決定します。

なお、選定に当たっては、ヒアリングを行います。（ヒアリングの日程は後日お知らせします。）

(1) 選定の機関

選定は、男女共同参画に関する有識者及び県の職員で構成する選定委員会において行います。

(2) 選定基準及び審査内容

受託を希望する者に提出書類を提示させ、ヒアリングの内容を参考に、別表の選定基準、審査項目及び審査内容により各委員が評価、得点化し、選定委員会で審議します。

(3) 受託者の決定

上記の審査結果において、その総合得点が高い応募者を受託者として選定します。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、受託者の決定後、速やかに応募者に文書で通知します。電話による問合せには応じません。

審査結果は、県のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表します。

8 問合せ先

(担当課) 岩手県環境生活部若者女性協働推進室
(住所) 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1
(電話) 019-629-5337 (直通)
(FAX) 019-629-5354
(電子メールアドレス) AC0006@pref.iwate.jp

【本要項の添付書類】

- 1 各申請様式
- 2 男女共同参画センター業務仕様書(案)
- 3 施設の概要
(施設の設置条例、条例施行規則、施設の平面図、岩手県男女共同参画推進条例、
いわて男女共同参画プラン概要版)

別表

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
1 県民の平等な利用の確保が図られるものであること	設置目的の理解	事業計画が、施設の設置目的を理解した内容となっているか。		15
	平等利用の確保	県民の平等な利用が図られる内容となっているか。		
2 設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること	利用促進のための計画	利用者の増加を図るための具体的手法及び効果が期待される内容となっているか。		20
		地域住民や関係機関・団体との連携が図られる計画となっているか。		
3 業務を適正かつ確実に実施する能力を有していること	見積書	事業の積算に係る単価や経費が妥当なもので、業務の提案内容と整合性がとれているか。		50
	経営基盤	団体の運営基盤（財政、人材）がしっかりしており、事業実績報告、理事会や総会の開催など適切な運営がなされているか。		
	人的体制	施設の機能を十分に発揮した管理運営を行うことができる職員構成や職員配置であるか。		
		業務の実施にあたって知識と経験を有した職員を配置する計画となっているか。		
業務実績	男女共同参画に関する事業で良好な実績を有しているか。または、良好な運営が期待できるか。			
4 その他	自主事業	自主事業の内容が、男女共同参画センターの設置目的、運営方針に適合しているか。		15
	情報管理	個人情報保護対策が万全か。		
				100点

※審査項目ごとの配点は、選定委員会において決定します。